

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

◇ 令和5年4月から6月の裁決事例

Q : 令和5年の4月から6月の裁決事例が公表されたそうですが、どのようなものがありましたか？

A : 次のようなものが公表されました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から令和5年4月分から6月分の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が2件、法人税法関係が1件、相続税法関係が3件、租税特別措置法関係が1件の7件でした。

主なものには、次のものがありました。

【租税特別措置法関係】

本件は、小規模宅地等の特例の適用を巡って争われた事例です。

請求人は、相続開始の直前において、被相続人が所有していた建物のうち5部屋が空室であったが、貸付事業以外の用に供さず維持管理を行い、インターネットサイトで入居者の募集をしていたことから、小規模宅地等の特例の適用がある旨主張しましたが、空室のうち3部屋は、長期にわたって空室の状態が続き、一時的に賃貸されていなかったものとは認められないし、残る2部屋については、空室期間は長期ではなく、入居者募集の広告が掲載されていたものの、積極的に新たな入居者を募集していたとはいえないし、現に相続税の申告期限までの期間をみても、新たな入居者はなく、空室のままだったとして、一時的に賃貸されていなかったものとは認められないとして、貸付事業用宅地等に該当せず、小規模宅地等の特例の適用はないとしました。

